

受付番号 第 号
2009年12月1日
時 分

山県市議会議長 様

山県市議会議員
寺町知正 印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します

質問番号3番 答弁者 総務部長

質問事項 インターネットの通信環境改善と多目的利用について

《質問要旨》 山県市は、市営で光ケーブルを敷設、テレビ番組の配信とともにインターネット通信の環境を提供している。

事業開始の2005年、インターネットの通信速度30メガを月額利用料2625円で、10メガを2100円で、という2コースを設定した。民間のCATV等に比べて一見格安だが、1接続あたり5万2500円の加入金のほか、事業実施のために市の起債(借金)や財源として「市民一人当たり10万円」ほどを費やしていることからすれば評価は分かれる。

5年経過した今年の春から、特に夏以降、市民の利用者からは、時間帯によって、自分でスピード測定しても、0.5メガとか0.3メガしか出ていないという人が随分いる。「これはもう、詐欺だ」という声まで届いている。

市は、HP(Webページ)で、「現在、インターネット接続が、休日及び平日の20時から24時の時間帯に集中、接続しづらい状況。お客様や有線テレビ局の機器等の故障ではありません」との旨告知、「テスト結果を今後のネット環境改善に利用」としていた。

この種の問題に関して、「特定のヘビーユーザー」「特定のアプリケーション」対策として「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」も出された(2008年5月)。

1. 現在のCCYの加入者数とインターネット利用者数、供用開始後の年度別インターネット利用者数の推移、現在の利用者数の率(「対全体世帯数」、「対加入者数」)はどのようなか。
2. インターネット接続に関して、過去3年の年度ごとの苦情件数と、本年の主な苦情内容と市の回答はどのようなか。
3. そもそも原因をどのように考えるのか。
4. 「上位回線は、提供開始当初は本市のシステムへ40メガから50メガで接続。上位回線が原因で加入者側の速度が出ないということがないというよう努める。ベストエフォートにて提供」(2004年6月16日議会答弁)とされていた。
今回12月議会に提案されている改善のための約1000万円の補正予算では、機器の導入などに関して「100メガ対応を150メガ対応とする」と説明された。
供用開始後の上位回線との接続メガ数の経過と現状はどのようなか。
5. 利用者の市民には1日も早く改善してほしいとの強い願いがある。補正予算が認められる

と、作業の段取りはどのようで、「市民は、『いつごろ』から、『どの程度』に快適なインターネットが使えるようになる」と見込むのか。改善時期について、速やかに整った場合と支障があった場合の展望を示されたい。

6. 通信利用料収入は、3200人×2300円＝736万円／月額と私は推測する。上位回線のニフティに払うのは、100メガでも150メガでも月約300万円程度。150メガ対応の後、利用が増えればまたスピードを圧迫する。将来的にどのように対応するのか。
7. 「ネット人口約1%のヘビーユーザー これが配信能力の50%を消費」との新聞報道もある。大量の情報流出の原因として、また使い次第で違法になる「ウニー」などのファイル交換や共有ソフトの問題があるし、著作権問題の犯罪も各地で起きている。「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」適用についての市の考えはどのようか。
8. 開始前、光ケーブル(「道路」のようなもの)という市内共通の媒体を利用して、単なる情報発信以外に、市民を巻き込んだ活用展開を進めていく、ともされていた。具体的に何が行われているか。今後はどうするのか。
9. 最近、議会のインターネット放映に社会の要請もあり(例:第29次地方制度調査会答申)、撮影の機材やスタッフから発信設備まで諸経費がいる中で、全国各地の議会でインターネット放映が広まっている。
ここ山県市は、さいわい、議会の様子の撮影からテレビ放送まで、10数年前から、定例会ごとに行っている。これらデータを変換してインターネット発信すれば、省力的で有効な利用策の一つと思うが、その「技術的な可能性」と「実施する意思」の有無はどうか。
議場の撮影は、現在そのままにしろ、あるいはもっと簡便にしても良いから、インターネット放映も実施するときではないか。

以 上

●「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」(2008年5月)

「特定のヘビーユーザ」及び「特定のアプリケーション」と定義されている。

- ① ファイル交換ソフト等の特定のアプリケーションに対して、通信帯域の制御を行う場合
- ② ユーザごとのデータ転送量の上限を設定し、それを超えたユーザについては通信帯域の制限や契約の解除を行う

●【今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申】(H21.6.16第29次地方制度調査会)

「(3) 議会活動の透明性と議会事務局等 ① 議会活動の透明性

議会活動については、本会議のみならず、委員会等の活動も含め、住民にわかりやすいような形で情報公開に努めるべきである。この点については、議案に対する議員の賛否等の議論の経過や議案の情報について、インターネット等も活用して公開していくことが求められる。」